(一) 道路の種類及び路線名　一般国道　一号
一般国道　二十六号
一般国道　四百八十一号
(二) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(三) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(四) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年一月三十一日
(五) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○四国地方整備局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月十日
四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	宿毛市平田町戸内字井関の鼻八四一番一から同市平田町戸内字井関の鼻八三九番一まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月十日

○四国地方整備局告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
その関係図面は、平成二十九年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月十日
四国地方整備局長　名波　義昭

一 道路の種類及び路線名	占用を制限する区域
一般国道　五十六号	宿毛市平田町戸内字井関の鼻八四一番一から同市平田町戸内字井関の鼻八三九番一まで

二 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四 占用の制限の開始の期日　平成二十九年一月十日
五 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月十日
九州地方整備局長　小平田浩司

(一) (二) 道路の種類　一般国道
路線名　二百二十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
垂水市牛根境字芦戸一三一九番一一から同市牛根境字中村一一一八番一まで	前	一〇・一三～一二・〇二メートル	〇〇・二六二キロメートル	
	後	一二・八一～一三・七七メートル	〇〇・二六二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月十日
九州地方整備局長　小平田浩司
(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大村市松原本町三六三番一一から同市草場町七八五番一まで	前	一四・四〇～二四・九二メートル	〇〇・二二五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一四・三〇～三九・四六メートル B 一四・四〇～二四・九二メートル 一四・三〇～三九・四六メートル	A 〇〇・二三一キロメートル B 〇〇・二二五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月十日
九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	大村市松原本町三六三番一一から同市草場町七八五番一まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年一月十日

○九州地方整備局告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、平成二十九年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年一月十日
九州地方整備局長　小平田浩司
一 道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三十四号	大村市松原本町三六三番一一から同市草場町七八五番一まで	九州地方整備局及び長崎河川国道事務所

二 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四 占用の制限の開始の期日
平成二十九年一月十一日